

社 援 発 0330 第 8 号
令 和 3 年 3 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」
の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005016号厚生労働省社会・援護局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和3年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。